



平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社共同紙販ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 郡司 勝美
(コード番号 9849 JASDAQ)
問合せ先 取締役管理本部長 木村 純也
(TEL 03-5826-5171)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」)を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 67 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役の報酬と当社株式価値とを連動させ、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものであります。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本定時株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

具体的には、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、平成 28 年 6 月 29 日開催の第 65 回定時株主総会において年額 150 百万円以内、また別枠で、株式報酬型ストックオプション報酬額として年額 13 百万円以内(社外取締役を除く。)とご承認いただき現在に至っておりますが、本定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション制度およびその報酬枠を廃止し、新たに導入する譲渡制限付株式報酬制度にかかる報酬額を、現行の報酬限度額 150 百万円の範囲内で年額 30 百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対して発行または処分される譲渡制限付株式の種類および総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、その数は、新たに設置する報酬委員会において審議のうえ取締役会で決定します。

また、本制度に基づき各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に対象取締役に発行または処分される普通株式の総数は70,000株以内とします。

ただし、当社が普通株式について、本定時株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、その分割比率、併合比率等を勘案のうえ、本制度に基づき発行または処分される普通株式の総数を合理的に調整するものとしたします。

(2) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき発行または処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲にて、取締役会において決定します。

(3) 金銭報酬債権の支給および現物出資

当社は、各対象取締役に対し、発行または処分される譲渡制限付株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該普通株式を引き受けることとなります。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む「譲渡制限付株式割当契約」を締結するものとします。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間、割当てを受けた当社普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部または一部を取得すること。

(ご参考)

本日公表の「単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本定時株主総会において、平成30年10月1日を効力発生日とした株式併合（10株につき1株の割合で併合）を付議する予定であります。本議案が原案どおり承認可決された場合、上記(1)の対象取締役に発行または処分される普通株式の総数は「7,000株以内」に調整されます。

以 上